

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年十一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年三月二十九日奈良県指令建第九八―二四六号

平成二十九年六月十二日奈良県指令建第九八―二四六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十日建第九〇五三号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十日建第五三七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字太田一一四番二の一部、一一九番、一二〇番及び一二一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字太田一一四番二、一一九番、一二〇番及び一二一番一の各一部

下水道 桜井市大字太田一一四番二、一一九番、一二〇番及び一二一番一の各一部

一 許可番号

平成二十九年七月二十日奈良県指令建第一〇〇―三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十三日建第九〇五四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月十三日建第五三七九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市上町四五五二番一、四五五二番二、四五五二番三、四五五二番四、四五五二

番五、四五五二番九、四五五三番二、四五五三番三、六〇三三番及び六〇三四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市北之庄町四番地七

株式会社アースクリエイト 代表取締役 倉矢勝彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市上町四五五二番四

下水道 生駒市上町四五五二番四の一部

水路 生駒市上町四五五三番二